



# 道徳教育を推進し 子どもの豊かな心を育む

## 荒川区学校教育ビジョン



各学校・園では、人間として調和のとれた育成を目指して、子どもの発達の段階に応じた心に響く道徳教育を展開しています。

平成27年3月、学校教育法施行規則の一部改正により、「道徳」は「特別の教科道徳」となり、答えが一つではない道徳的な課題を子ども一人ひとりが自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図ることとなりました。小学校では平成30年4月から、中学校では平成31年4月から全面实施となります。区においては、平成28年度から「特別の教科道徳」の内容について先行実施し、道徳教育の充実に積極的に取り組んでいます。

### 荒川区の取り組み

平成29年3月に改訂した「荒川区学校教育ビジョン」（平成29～38年度）では、6本の施策の柱の一つに「こころとからだの健全な育成を図る」を設定しています。

この中で、「道徳教育を推進し、自らの生き方や人間としての生き方についての考えを深める」を設け、各学校・園における道徳教育の充実に重点的に取り組んでいます。

#### 1 「道徳授業地区公開講座」の実施

全小・中学校で「道徳授業地区公開講座」を実施し、地域や家庭に開かれた道徳教育を進めています。

#### 2 「荒川区道徳教育郷土教材集」の活用

地域に関わる題材を用いて、子どもたちの道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度等の道徳性を育むとともに、人権教育の視点に基づいた学習に取り組めるよう、「荒川区道徳教育郷土教材集」を作成し、活用しています。

#### 3 「体験活動」の充実

子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、保護者や地域、関係機関の協力を得て、植物や野菜を育てる、職場体験を行う、外部講師を招いて体験的な授業を実施する等、体験活動の充実に取り組んでいます。

### ▶道徳教育の推進に寄せて



荒川区長・特別区長会会長  
にしかわ たいいちろう  
西川 太一郎

区では、平成29年3月に策定した「荒川区基本計画」において、「郷土を愛し、人を思いやる心や正義感、公共心を養うとともに、自然や生命を大切にするとともに、豊かな感性や創造力を育む教育」を掲げ、教育委員会と連携し、子どもたちの道徳性を培う教育を推進しているところです。

現在、いじめ問題や規範意識の低下等、子どもを取り巻く課題は山積しています。これらを解決するためには、学校だけでなく、家庭や地域が一体となつて、ともに子どもたちを見守り、育てていくことが不可欠です。

今後、次世代を担う子どもたちの健やかな成長のために、全力を尽くして参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

このようなことから分かりますように、次世代を担う子どもたちが道徳教育を通じて、自分自身のことはもとより、他者や、集団・社会との関わりについて学び、道徳性を高める意義は、大変大きいと思います。

区においては実施した「荒川区民総幸福度に関する区民アンケート調査」結果においても、地域における良好な人間関係と幸福実感には、高い相関関係が表れています。

古代ギリシャの哲学者・アリストテレスは、「人間は本質的に「善く生きること」を追求し、ともに関わり合うことを求めるものだ」と述べています。

区において実施した「荒川区民総幸福度に関する区民アンケート調査」結果においても、地域における良好な人間関係と幸福実感には、高い相関関係が表れています。